

厚生労働省和歌山労働局発表
令和元年 10 月 17 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部
	監督課長 佐藤 明士
	過重労働特別監督監理官 平井 裕弥
	電 話 073 (488) 1150 F A X 073 (475) 0113

11 月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

～ 使用者団体や労働組合等への「働き方改革」に向けた要請 ～
～ ベストプラクティス企業への局長訪問 ～

厚生労働省では、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすために「過重労働解消キャンペーン」やシンポジウムなどの取組を行っています。

過重労働解消キャンペーンでは、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導、全国一斉の無料電話相談を行います。また、過労死等の防止の重要性について国民の関心と理解を深めていただくための周知・啓発を目的に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

和歌山労働局（局長 ^{いけだ} 池田 ^{ますみ} 真澄）では、キャンペーンに先立ち、労働局長が使用者団体等を訪問し、「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請」を行います。また、労働局長が「ベストプラクティス企業」を訪問し、長時間労働削減など「働き方改革」に向けた取組を視察することとしています。

1 使用者団体等への要請 10月28日(月)

和歌山県経営者協会（和歌山市十番丁19 Wajima十番町3階） 10:00～

和歌山県商工会議所連合会（和歌山市西汀丁36） 10:50頃～

労働局長が ・ の団体を含む労使等関係 8 団体 を訪問し、長時間労働削減を始めとする「働き方改革」の取組についての協力要請を行います。

また、使用者団体に対しては、今年度新たに、大企業・親事業者の長時間労働削減等の取組によって生じる下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止やトラック運転者の労働時間改善に向けた荷主企業の理解・協力のための周知啓発について協力依頼を行います。

・ のほか、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、和歌山県トラック協会、日本労働組合総連合会和歌山県連合会（連合和歌山）、和歌山県労働基準協会、和歌山県社会保険労務士会、

2 ベストプラクティス企業への局長訪問 11月7日(木) 10:00～

労働局長が長時間労働削減など「働き方改革」に向けた積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

対象企業 太陽シールパック株式会社（和歌山市西浜1660-700）

内 容 仕事の見える化、社員のスキルアップ支援や業務の平準化等による時間外労働の削減、女性の活躍推進の取組についての経営者との意見交換、社内コミュニケーション活性化のための「くじ引きアドレスオフィス」視察など

1、2 の取材につきましては、和歌山労働局監督課（073-488-1150、担当：鳥越、佐藤）までご連絡ください。

【過重労働解消キャンペーンの詳細】

1 キャンペーン期間

令和元年11月1日（金）から30日（土）まで

2 実施事項

(1) 重点監督を実施します

労働局等への各種届出や労働局等が把握する情報から、長時間労働や賃金不払残業が疑われる企業等に対して、集中的な監督指導を実施します。

重大・悪質な法違反が認められた場合には、送検を行い、又は求人受理の保留を行うなど、厳正に対処します。

(2) 労働局長がベストプラクティス企業を訪問します

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します。

訪問企業 太陽シールパック株式会社

和歌山市西浜1660番700号 073 - 448 - 4689

訪問日時 11月7日（木）10時00分～

(3) 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団 全国連絡会議と連携して、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

日時 11月18日（月）13時30分～16時00分

場所 和歌山ビッグ愛 展示ホール（和歌山市手平2丁目1 - 2）

(4) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンに先立ち、労使等関係8団体に協力要請を行います。

長時間労働削減・年次有給休暇取得促進を始めとする「働き方改革」に向けた取組に加え、大企業・親事業者による下請事業者に対する「しわ寄せ」の防止についての取組を当該団体を通じて県内に周知啓発するほか、説明会・事業場への指導の場などを利用して関係者に対して促します。

協力要請団体：和歌山県経営者協会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、和歌山県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会和歌山県連合会（連合和歌山）、和歌山県労働基準協会、和歌山県トラック協会、和歌山県社会保険労務士会

(5) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、長時間労働や賃金不払残業など労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談対応します。

受付日時 10月27日（日）9：00～17：00

フリーダイヤル 0120 - 794 - 713

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも常時相談や情報提供を受け付けています。（無料）

相談窓口（平日9時00分～17時00分）

・和歌山労働局 総合労働相談コーナー 073 - 488 - 1020

・和歌山労働基準監督署（総合労働相談コーナー）073 - 407 - 2203

・御坊労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0738 - 22 - 3571

・橋本労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0736 - 32 - 1190

・田辺労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0739 - 22 - 4694

・新宮労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0735 - 22 - 5295

夜間・土日相談窓口

・労働条件相談ホットライン フリーダイヤル 0120 - 811 - 610 はい！ ろうどう

（月～金：17時00分～22時00分、土日：9時00分～21時00分）

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

①時間外・休日労働時間を削減しましょう。

・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)(注2)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。

・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注3)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 上限規制の施行は平成31年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され令和2年4月1日からとなります。
(注2) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。
(注3) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

・労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

・健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
・労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成31年4月、厚生労働省)
※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 令和元年10月27日(日) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713



以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

(厚生労働省委託事業) フリーダイヤル はい！ ろうどう
労働条件相談ほっとライン 0120-811-610
(月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

専用ホームページ

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることの
できる社会へ



過労死 **ゼロ** 実現のために

- 仕事上の不安や悩みを抱えていませんか？
- 週の労働時間が60時間を超えていませんか？
- 年次有給休暇の取得はきちんとできていますか？
- 勤務間インターバル制度をご存知ですか？

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



労働条件相談ほっとライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：**0120-811-610** (フリーダイヤル)

受付時間：平日 17:00~22:00 / 土・日・祝日 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家庭向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：**0120-565-455** (フリーダイヤル)

受付時間：月・火 17:00~22:00 土・日 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)

メール相談：<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの支援や、
役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

- 過労死等防止対策推進全国センター <http://karoshi-boushi.net/>



- 全国過労死を考える家族の会 <http://karoshi-kazoku.net/>



- 過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0120-053-006



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

日時

2019年11月18日(月)

13:30~16:00 (受付13:00~)

会場

和歌山ビッグ愛 展示ホール

(和歌山市手平2丁目1-2)

[定員] 120名

**参加
無料**

● 講演

「過労死防止を経営に生かす」

産経新聞大阪総局次長

小野木 康雄 氏

「過労死を生み出さない
働き方とは」

全国過労死を考える家族の会代表

寺西 笑子 氏

主催：厚生労働省

後援：和歌山県、和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などは止めましょう！

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



(しわ寄せ防止特設サイト)



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」が改正され(平成31年4月1日施行)、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などは止めましょう!

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が必要不可欠です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

改正事項

令和元年7月1日から施行

① 荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

② 荷主への勧告制度が拡充されました

- 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います

(令和5年度末までの時限措置)

- 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会へ通知」します。

※違反原因行為の例



荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



適切な運行では間に合わない到着時間の指定
⇒最高速度違反を招くおそれ



積み込み直前に貨物量を増やすよう指示
⇒過積載運行を招くおそれ

違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認める場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善されない場合

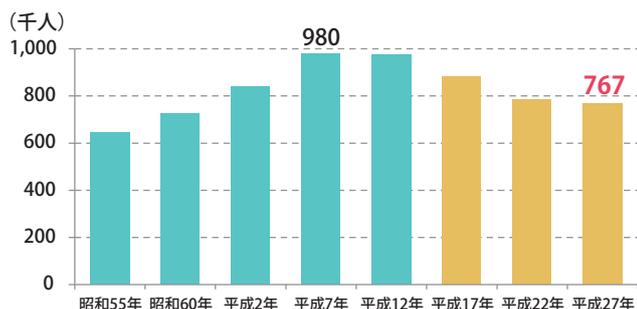
勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

- トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- 我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- 荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

トラック運転者はピーク時より**減少**

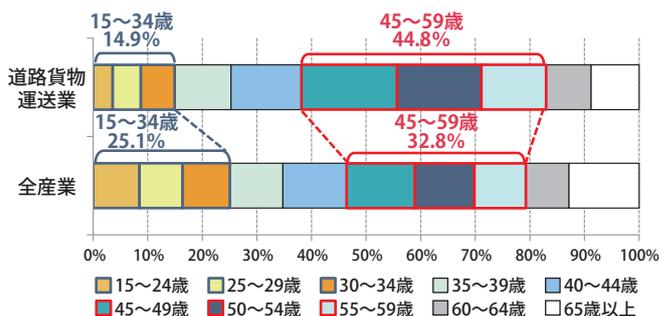
道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移



(出典) 国勢調査を基に作成

トラック運転者は**高齢化**

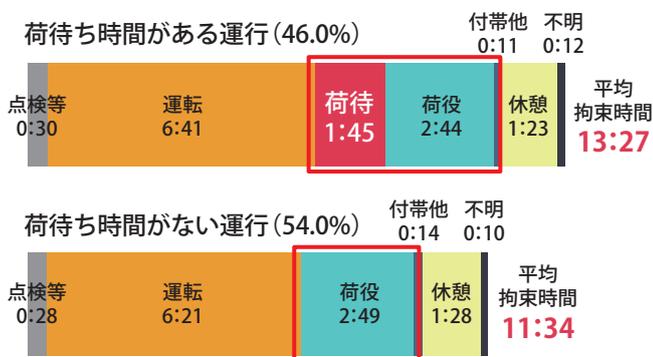
道路貨物運送業と全産業の年齢階級別就業者数構成比比較



(出典) 労働力調査(平成30年12月)より作成

長時間の荷待ち・荷役作業が発生

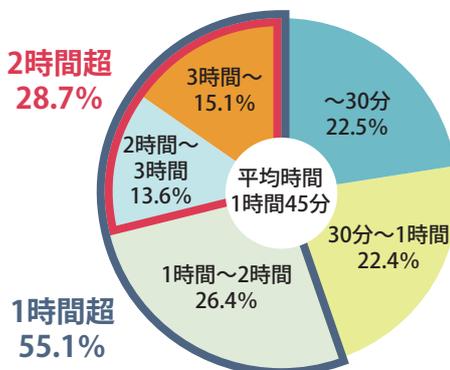
1運行あたりの平均拘束時間とその内訳



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

2時間を超える荷待ちが**約3割**

1運行あたりの荷待ち時間



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の**労働時間のルール**を守らせる必要があり、**違反した場合は処分**を受けることになります

- **労働時間のルール「改善基準告示」** 厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 1日 原則 13時間以内 最大 16時間以内(15時間超えは1週間2回以内) ● 1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続 8時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 2日平均で、1日あたり 9時間以内 ● 2週間平均で、1週間あたり 44時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 4時間以内

詳しくは厚生労働省のHP (<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。



近畿
ブロック

荷主と運送事業者のための トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

トラック運転者の長時間労働が問題になっています。トラック運転者の労働時間短縮は、荷主と運送事業者の双方が、歩み寄り、そして協力しあって取り組むことが必要です。

いま、考えてみませんか？
物流を支えるトラック運転者のこと。

セミナープログラム (予定)

※セミナーは全都道府県で開催します。

PART 1 荷主と運送事業者の協力による
取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明

株式会社 富士通総研 コンサルタント

PART 2 「ホワイト物流」推進運動について 国土交通省 地方運輸局(運輸支局)

PART 3 改正労働基準法のポイントについて 厚生労働省 都道府県労働局(労働基準監督署)

お申し込みの流れ

お申し込み期限:各開催日の1週間前まで

FAXでの申し込み 》 下記FAX申込書の各項目をご記入のうえ、FAX番号03-5401-8419に送信

インターネットでの申し込み 》 厚生労働省「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」の「セミナー申し込み画面」から、申し込みができます。
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/#seminar>



お申し込みに際しての留意事項 ・反社会的勢力に該当すると認められた場合は、お申し込みを受付することができません。・申し込み多数の場合は、ご参加人数の調整をお願いする事があります。

FAX 申込書

以下ご記入頂き、切り取らずそのままFAX送信ください

「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、下記の通り申し込みます。 「個人情報の取扱い」は、 申込日 月 日
裏面をご確認願います。

参加希望セミナー(裏面を確認のうえ、○印を記載してください)

複数回のセミナーを申し込まれる場合は、
会場/開催日ごとに、FAXにてお申込みください

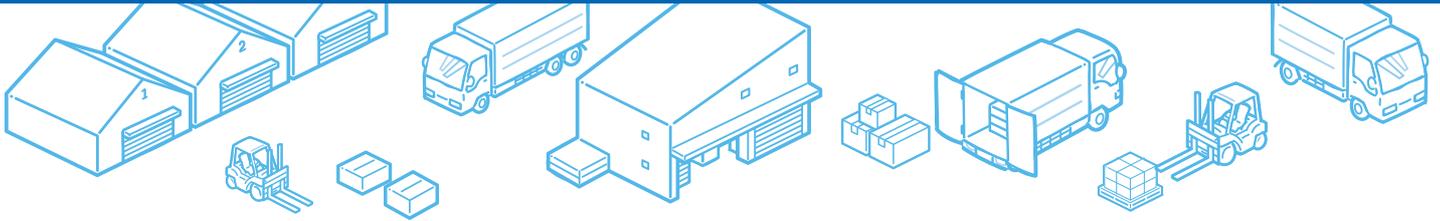
大阪 (2019.12.11)	大阪 (2020.1.15)	滋賀 (2019.10.23)	京都 (2019.11.26)	奈良 (2019.11.27)	兵庫 (2019.12.10)	和歌山 (2019.11.6)
貴社名	業種			運送事業者 ・ 荷主 ・ その他		
受講者	代表者氏名	代表者メールアドレス				
	代表者含む 貴社合計ご参加人数	人	代表者電話番号			

FAX 03-5401-8419

セミナー当日、本用紙をご持参ください

開催

荷主と運送事業者のための トラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー



セミナー会場

● 開始5分前までにはお越しください ● 公共交通機関のご利用をご検討ください

大阪

2019年12月11日(水)
13時00分～16時00分

会場名 大阪府トラック協会 会議室
住所 大阪府大阪市城東区鳴野西
2-11-2
アクセス ・JR大阪城公園駅下車 徒歩約10分
・JR京橋駅南出口下車 徒歩約10分

大阪

2020年1月15日(水)
13時00分～16時00分

会場名 岸和田市立浪切ホール
小ホール
住所 大阪府岸和田市港緑町1-1
アクセス ・南海本線 岸和田駅から徒歩
約10分

滋賀

2019年10月23日(水)
13時00分～16時00分

会場名 滋賀県トラック協会 大ホール
住所 滋賀県守山市木浜町
2298番地の4
アクセス ・JR堅田駅よりタクシー10分
・JR野洲駅よりタクシー25分

京都

2019年11月26日(火)
13時00分～16時00分

会場名 京都自動車会館 7.8会議室
住所 京都府京都市伏見区
竹田向代町51-5
アクセス ・近鉄上鳥羽口駅 徒歩10分
・地下鉄 烏丸線 くいな橋駅 徒歩10分

奈良

2019年11月27日(水)
13時00分～16時00分

会場名 奈良県トラック会館 第2会議室
住所 奈良県大和郡山市額田部北町
981-6
アクセス ・JR大和小泉駅下車 徒歩25分
・近鉄平端駅下車 徒歩15分

兵庫

2019年12月10日(火)
13時00分～16時00分

会場名 神戸市産業振興センター
会議室901
住所 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁
目8番4号 (神戸ハーバーランド内)
アクセス ・JR神戸駅より徒歩約5分

和歌山

2019年11月6日(水)
13時00分～16時00分

会場名 和歌山ビッグ愛 展示ホール
住所 和歌山県和歌山市手平2丁目
1-2
アクセス ・JR和歌山駅から徒歩約15分

会場の地図は、おもて面に記載のポータルサイトをご覧ください。※12時30分から開場します。

個人情報の取扱いについて

ご提供いただきました個人情報は弊社の「個人情報保護ポリシー」に則り、厳格に管理させていただきます。つきましては、以下に掲げる項目をご確認の上、ご同意いただき、ご記入下さいますようお願い申し上げます。

●本申込書より取得する個人情報は、荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナーの運営管理に利用させて頂くものとし、他の目的には一切使用いたしません。

●本申込書より取得する個人情報は、第三者へ提供することはありません。

●本申込書より取得する個人情報を委託することはありません。

●任意項目にご記入いただかない場合の不利益はありません。

●送信元FAX番号を記録することがあります。

●ご記入いただいた個人情報に関して、開示のご請求や利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用の停止・提供の停止に該当する場合には、個人情報ご相談窓口までお知らせください。

【個人情報ご相談窓口】

株式会社富士通総研 コンサルティング本部 ビジネスサイエンスグループ

セミナー事業担当 沖原 電話：(03)5401-8394 e-mail:fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com

【個人情報管理元責任者】

株式会社富士通総研 コンサルティング本部 ビジネスサイエンスグループ 沖原：(03)5401-8394

お問合せ窓口

厚生労働省委託事業者

株式会社 富士通総研

担当名：沖原・亀廻井(かめのい)・小田・田村

電話：03-5401-8394

メール：fri-truck-seminar@dl.jp.fujitsu.com